

答申第 330 号

平成 19 年 1 月 18 日

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 18 年 9 月 11 日付けで諮問された特定の社会福祉法人に係る質問書等非公開の件（諮問第 383 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の社会福祉法人に係る質問書及び添付書類並びに神奈川県知事の回答書並びに同法人の評議員及び役員の問い合わせ文書並びに神奈川県保健福祉部長の回答書を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）に係る質問書及び添付書類（以下「質問書等」という。）並びに神奈川県知事（以下「知事」という。）の回答書並びに同法人の評議員及び役員（以下「本件評議員等」という。）の問い合わせ文書並びに神奈川県保健福祉部長（以下「部長」という。）の回答書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、知事が、平成 18 年 8 月 28 日付けで非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

本件法人が任期満了に伴う役員の改選を行えず、知事が社会福祉法に基づいて仮理事を選任したことに疑問を有し、関係資料を収集していることから、本件処分に納得できず、本件行政文書の公開を求める。

3 実施機関（保健福祉部福祉監査指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の個人（以下「本件個人」という。）から知事にあてた本件法人に係る質問書等及び知事の回答書並びに本件評議員等から部長にあてた問い合わせ文書及び部長の回答書である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

本件個人から知事にあてた本件法人に係る質問書等及び知事の回答書は、本件個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報である。

本件評議員等から部長にあてた問い合わせ文書及び部長の回答書は、本件評議員等の個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報で

ある。

したがって、本件行政文書は、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第6条第2項該当性について

本件行政文書に対する公開請求は、本件個人及び本件評議員等を特定して行われている。また、本件行政文書には、本件個人及び本件評議員等の個人の意見が記載されており、個人識別情報を除いても、これらの情報を公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって、条例第6条第2項による部分公開はできない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件個人から知事にあてた本件法人に係る質問書等及び知事の回答書並びに本件評議員等から部長にあてた問い合わせ文書及び部長の回答書である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるもの

も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件個人から知事にあてた本件法人に係る質問書等及び知事の回答書は、本件個人の意見及び同意見に対する回答が記載されたものであることが認められることから、本件個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件評議員等から部長にあてた問い合わせ文書及び部長の回答書は、本件評議員等の意見及び本件法人における立場が記載されたものであることが認められることから、本件評議員等の個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第6条第2項該当性について

ア 条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

イ 本件行政文書は、特定の個人の氏名が記載されて公開請求されており、

本件行政文書全体が本件個人又は本件評議員等が識別される情報であると認められるので、条例第6条第2項による部分公開はできないものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 9 月 11 日	諮問
9 月 13 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 22 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 29 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 23 日 (第 58 回部会)	審議
11 月 21 日	指名委員により実施機関から非公開等理由説明を聴取
11 月 27 日 (第 59 回部会)	審議
12 月 26 日 (第 60 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成19年1月18日現在）（五十音順）